令和８年（2026 年）４月 10 日

保護者　様

湖南市立菩提寺小学校
校長　中田　克幸

健康診断実施のための環境整備について

保護者様には、日頃から本校の教育活動にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断は、「児童生徒等の健康診断マニュアル」にもとづいて実施しています。

近年、健康診断時の児童生徒等のプライバシーの保護等の重要性が高まり、令和６年１月文部科学省より「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について」が通知されました。このことにつきまして、湖南市においても、一昨年度に学校や学校医のご意見をまとめ、市内小中学校で共通理解を図ったところであります。今年度においても、滋賀県医師会と滋賀県教育委員会にて協議され通知された「健康診断実施の留意点」を参考に、学校と学校医との連携の下、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備に取り組みます。児童生徒はもとより、保護者の皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

【健康診断の実施に向けて】

１．健康診断実施前の留意点

（１）学校（養護教諭）は、児童生徒の健康状態について掌握します。
- ・保護者が記入した保健調査票をもとに情報をまとめます。
- ・必要に応じて事前に学校医へ伝えます。

（２）学校（養護教諭）は、学校医と検査の方法について打ち合わせます。
- ・検診時の服装や聴診・視診の方法について検討します。正確な検査に支障のない範囲で体操服等を着衣します。検査場面においては、正確な検査のため、必要に応じて体操服等をめくって視触診したり、体操服等の下から聴診器を入れたりする場合があります。
- ・検査スペース・検査を待つスペースの設置や動線の工夫をします。

（３）校内の体制づくり
- ・養護教諭・担任等、教職員が役割分担をして検査します。

２．検査についての留意点

・衝立やカーテン等で他の児童から見えない検査スペースを確保します。
・養護教諭は、検査に必ず立ち会います。
・担任等が、待機児童生徒への対応をします。
・担任・養護教諭等から検査の目的や方法について、児童生徒に事前に指導します。

３．個別対応について

・心理面や性自認等に起因した個別対応等が必要な場合は、児童生徒本人や保護者からの相談にもとづいて、適切な方法を検討します。
・健康診断に対する児童生徒の不安や悩みをキャッチできる仕組みを整えます。

４．相談窓口について

・健康診断についての不安や悩みについての相談がある方は、各担任または養護教諭までご連絡ください。